

「微弱電波を使用している」と称する機器への対応

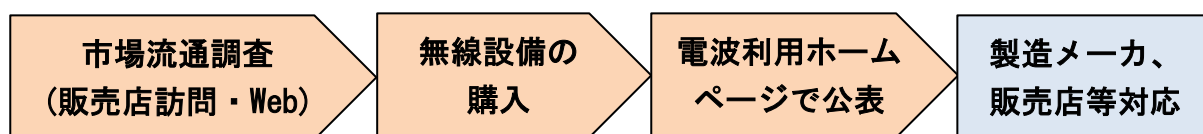
無線設備試買テスト

発射する電波が著しく微弱で免許が不要な無線設備であると称して販売されているものの中には、微弱の範囲を超える製品があり、他の無線局に対して混信その他の妨害を与えるおそれがあります。

このような無線設備を善意の消費者が購入・使用し、他の無線局の混信源とならないよう総務省では国民への情報提供の一環として、微弱の範囲を超えるおそれがある無線設備を購入して測定を行い、その結果を公表する取り組みを行っています。

これにより、一般消費者が購入・使用し、電波法違反（無線局の不法開設）となることや、他の無線局に障害を与えることを未然に防止するよう努めています。購入に当たっては、技術基準適合証明マーク「㊦」と総務省電波利用ホームページの確認をお願いします。

【無線設備試買テストのスキーム】



- (1) 電波利用ホームページで公表した無線設備
無線設備試買テスト結果の公表は、電波利用ホームページをご覧ください。
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm>
- (2) 販売されていた無線設備の一例（電波利用ホームページで表示される表の型式・名称をクリックすると写真が表示されます）

トランシーバ 型式・名称：G X T 8 6 0

【パッケージ(表面)】



【パッケージ(裏面)】



【設備本体】

